

日蓮宗現代宗教研究所規程

(目的)

第一条 日蓮教学の現代的意義を解明し、時代に適應する信
行及び布教体系の確立に寄与するため、日蓮宗現代宗教研究
所(以下「研究所」という)を宗務院に置く。

(研究及び調査)

第二条 研究所は、宗務総長に直屬し、左の研究及び調査を
行う。

- 一 教学の現代的解明に関する研究
 - 二 現代における日蓮主義の研究
 - 三 現代における諸問題の日蓮主義的把握に関する研究
 - 四 現代における信行体系に関する研究
 - 五 現代における教化理論及び布教方策に関する研究
 - 六 現代における諸宗教の実態調査
 - 七 現代における宗門の実態調査
 - 八 研究資料作成に関する諸調査
 - 九 その他必要とする研究及び調査
 - 十 その他必要な事項
- 2** 研究所は、研究及び調査の成果を毎年研究誌をもって発表
し、信行及び布教に関する教材及び資料の作成提供にあたる。

(役員等)

第三条 研究所に次の役員及び研究員を置く。

一 役員

所長 一人

二 職員

主任 二人

所員 若干人

三 研究員

研究員 若干人

2 必要により、顧問及び囑託若干人を置くことができる。

(職務)

第四条 所長は、研究所を統轄し代表する。

2 主任は、研究及び調査を分担する。

3 所員は、研究、調査及び事務に従事する。

4 研究員は、所長の指示する研究及び調査にあたる。

(任命、委嘱)

第五条 所長は、教師のうちから宗務総長が任命する。

2 主任及び所員は、所長の推薦により宗務総長が任命する。

3 研究員は、主任の推薦により所長が委嘱する。

4 顧問及び囑託は、所長の推薦により宗務総長が委嘱する。

(任期)

第六条 役員員の任期は、宗務役員員の任期による。

2 研究員の任期は、二年とする。

3 顧問及び囑託の任期は、所長の任期による。

(細則)

第七條 研究所の運営について必要があれば、細則を定めることができる。

(昭和五十五年四月一日改正施行)

現代宗教研究所規程一部改定の要点

一、現宗研規程に関する機構改革の要旨は、「現宗研は、研究の独自性と永続性を尊重すると共に宗務総長直屬の意義を十分活かすべく配慮する」とした点にある。

一、右の要旨にもとずき目的・研究及び調査内容を明確化し、同時に役職員の職務・任命委嘱・任期について整備した。

その改定内容は次の如くである。

① 第一条目的の項……前規程と原則において変わらないが、日蓮教学の現代的意義の解明と時代に適應する信行及び布教体系の確立に寄与する二つの側面を明示し宗務院に置くとした。前規程の「現代における諸宗教の実態を調査し」の文は、目的よりも内容及び方法に属するものであるため、第二条に挿入した。

② 第二条研究及び調査の項……(イ)現規程の第二・第三条を一括し、庶務部・研究部・調査部の別を取り同時に庶務部の内容を「十その他必要な事項」に入れ、研究部・調査部の内容を列記した。(ロ)内容項目としては、現規程の内容を補充し、特に「現代における日蓮主義の研究」を加え、更に「現代における教化理論及び布教方策に関する研究」の項(前規程は「現代布教の方策に関する研究」)に整備した。いずれも、主体的・長期的に研究を積重ね、宗門施策への基礎資料の提示を根本とする。

(イ) 研究及び調査活動は研究誌を通して成果が発表集約されることをもって完結するとの見地から、「研究及び調査の成果を毎年研究誌をもって発表」する点を明記し、同時にこの研究成果から生み出された教材資料を作成提供すること及びその主体となることが研究所の目的を具現するとの立場にもとずき、「信行及び布教に関する教材及び資料の作成提供にあたる」との内容を、いずれも第二条2として定めた。

③ 第三条役職員等の項……(イ)役員はこれまででは所長及び主任となっているが、所長一人とし主任以下を職員とする。(ロ)主任は現行は三人であるが、庶務はあらたに設ける所員が行うものとし、研究及び調査を分担する主任二人を置くとした。主任は常勤のほか非常勤も可とするとした。同時にあらたに所員若干人を置くことになった。(ハ)宗務院規程第五条、第六条(内局会議院議)に従い、所長は部長待遇・主任(常勤・非常勤)は課長待遇とし、それぞれ会議に出席することができるとした。

④ 第四条職務の項……研究員は所長の指示する研究及び調査にあたるとした。また所員は研究調査及び事務に従事するとした。

⑤ 第五条任命委嘱の項……(イ)所長はこれまでの「教務部長の推薦」を変更し、「教師のうちから」総長が任命するとした。(ロ)所員は所長の推薦とし、嘱託は「主任の推薦」を変

え所長の推薦により総長が任命するとした。(イ)主任・研究員の場合は変更がない。

⑥ 第六条任期の項……(イ)これまででは所長・主任の任期は四年となっているが、これを変更しいずれも「役職員の任期は宗務役職員の任期による」とした。(ロ)研究員は従来通り二年の任期とし、顧問及び嘱託の任期は「所長の任期による」とした。

一、現宗研予算決算は、従来は教務部所管中の「目」に入っているが、あらたに「款」に置くことにした。従って現宗研規程の現行第八条・第九条は削除した。

一、現宗研の運営については、別に「細則」を定めることができるとした。